

神戸市和田岬駅前駐車場

避難確保・浸水防止計画

(高潮浸水)

2025年12月17日

神戸市建設局  
和田岬駅前駐車場指定管理者

### 1. 目的

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、必要な措置に関する計画を作成し、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

### 2. 対象範囲

計画の対象とする範囲は、洪水・内水・高潮による浸水想定区域内にある次のとおりとする。  
(別紙1)

神戸市和田岬駅前駐車場

神戸市兵庫区和田宮通5丁目5

### 3. 適用範囲

この計画は、計画の対象範囲にて業務を遂行する者及び計画の対象範囲の利用者に適用する。

### 4. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容
活動体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨、洪水、高潮注意報の発表 ・台風の接近	浸水に対する体制の準備 ・情報収集伝達体制の確保 ・水防資器等の点検及び配備 ・地上開口部の巡回等
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・暴風警報及び高潮警報の発表 →当該地下街等の地上部において想定される浸水深が小さく、 浸水継続時間が短い場合	浸水に即応する体制の確保 ・利用者への発表情報の周知 ・止水板及び土のうの準備 ・利用者の避難準備と開始
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・暴風警報及び高潮警報の発表 →当該地下街の地上部において、想定される浸水深が大きく、 浸水継続時間が長い場合 ・高潮特別警報の発表	浸水への対応活動の実施 ・利用者への発令内容・避難実施等の周知 ・止水板及び土のうの設置 ・利用者の避難完了の確認 ・営業停止の措置 ・従業員等の避難

※災害時要援護者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼びかけを実施する。

## 5. 避難誘導

### (1) 案内

- ① 避難指示が発令されたときは構内放送等により、利用者に落ち着いて避難するよう呼びかける。

### (2) 避難経路

- ① 係員は、駅構内及び地上部の状況や浸水の経路を考慮し、避難経路図（別紙2）に従って、迅速に利用者を安全な出口に誘導する。

### (3) 留意事項

- ① 避難指示が発令されたときは、隣接する施設と情報の共有を図り、互いに協力して利用者の避難誘導等、適切な措置を講じるものとする。
- ② 避難誘導には、原則としてエレベーター、エスカレーターは使用しない。
- ③ 身体障害者等、妊婦、高齢者や子供に留意し、周りの方の協力を得て避難誘導する。
- ④ 退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- ⑤ 停電に備え、避難誘導を行う係員は懐中電灯等を携帯する。

### (4) 事務分担

班	分担内容
指令班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現場指揮（職員の招集及び指示）</li><li>・ 営業停止措置</li><li>・ 情報収集（気象情報、台風情報、防災情報、避難情報等）</li><li>・ 連絡通報（局内関係各所）</li><li>・ 案内放送</li><li>・ 防災設備設置（止水板、土のう）</li></ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 状況確認（施設内、地上部）</li><li>・ 避難誘導</li><li>・ 施設内巡視（残された利用者の確認）</li><li>・ 防災設備設置（止水板、土のう）</li></ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者救護（身体の不自由な方、高齢者等）及び避難誘導</li><li>・ 施設内巡視（残された利用者の確認）</li><li>・ 防災設備設置（止水版、土のう）</li></ul>

## 6. 情報の収集

台風等により、高潮発生等の恐れがある場合、情報伝達経路による情報だけではなく、テレビ・スマートフォン等からも情報を収集する。

また、周辺の状態については巡視により安全の確認を行うものとするが、地上部では広報車により避難指示等が伝達されることがあるので、特に注意して巡視する。

## 7. 情報の伝達

情報伝達経路図（別紙3）のとおりとする。

## 8. 浸水防止に関する活動

止水板等の設置基準は以下のとおりとし、複数の基準に該当する場合には、より早期の止水板等の設置を求める基準を採用して対策を実施するものとする。

- (1) 避難指示が発令された場合
  - ① 最も浸水の可能性が低い出入口を除き、速やかに止水板を設置する。
  - ② 避難完了後、残りの出入口について止水板又は土のうを設置する。
- (2) 大阪湾沿岸高潮氾濫危険情報が発表された場合
  - ① 状況に応じて、止水板の設置を行う。
  - ② 高潮浸水までの時間が短いと判断される場合破、避難完了後、直ちにすべての出入口に止水板又は土のうを設置する。
- (3) その他、浸水が予想される場合  
統括管理者が指示する時期に指示する出入口について、止水板又は土のうを設置する。  
※周辺道路が冠水し出入口からの浸水が予想される場合は、直ちに運転指令に報告し、営業停止の措置をとること
- (4) 浸水防止が不必要な場合  
避難誘導を開始する体制（この手引きでは非常体制）を確立してから、避難を完了するまで十分な時間を確保することができ、その間当該地下街等に浸水のおそれが生じないため、浸水防止に関する活動を実施する必要はない。

## 9. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

(2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

### 使用資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、インターネット
避難誘導	携帯電話、懐中電灯、避難口誘導灯、場内放送設備
浸水対策	止水板及び土のう

#### 10. 防災（教育）訓練

防災に必要な知識及び技能と資質向上のため、年に1度防災（教育）訓練を実施する。

#### 11. 自衛水防組織の業務に関する事項

- （1）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- （2）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象に研修を行う。
  - ② 自衛水防組織の構成員を対象とした情報収集、伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

#### 附則

（施行期日）

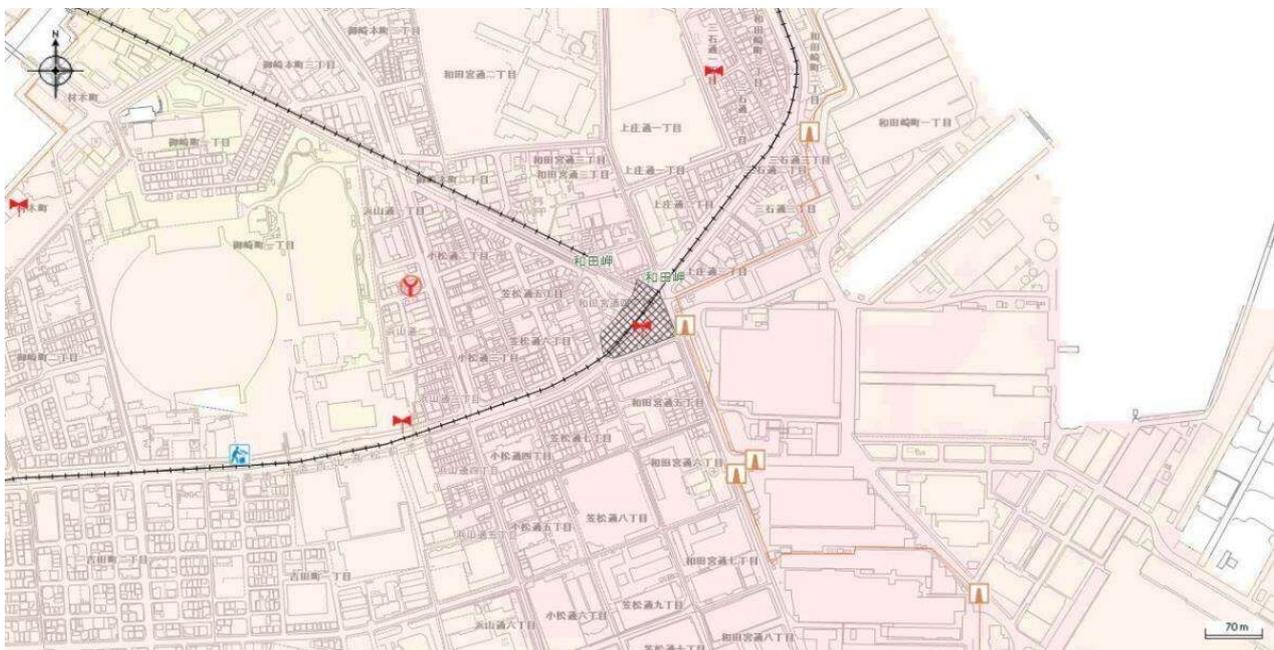
- 1 この計画は、2025年12月17日 から施行する。

# 別紙1 浸水想定区域内における施設

※下記図は、「神戸市浸水想定区域図」を一部抜粋・拡大

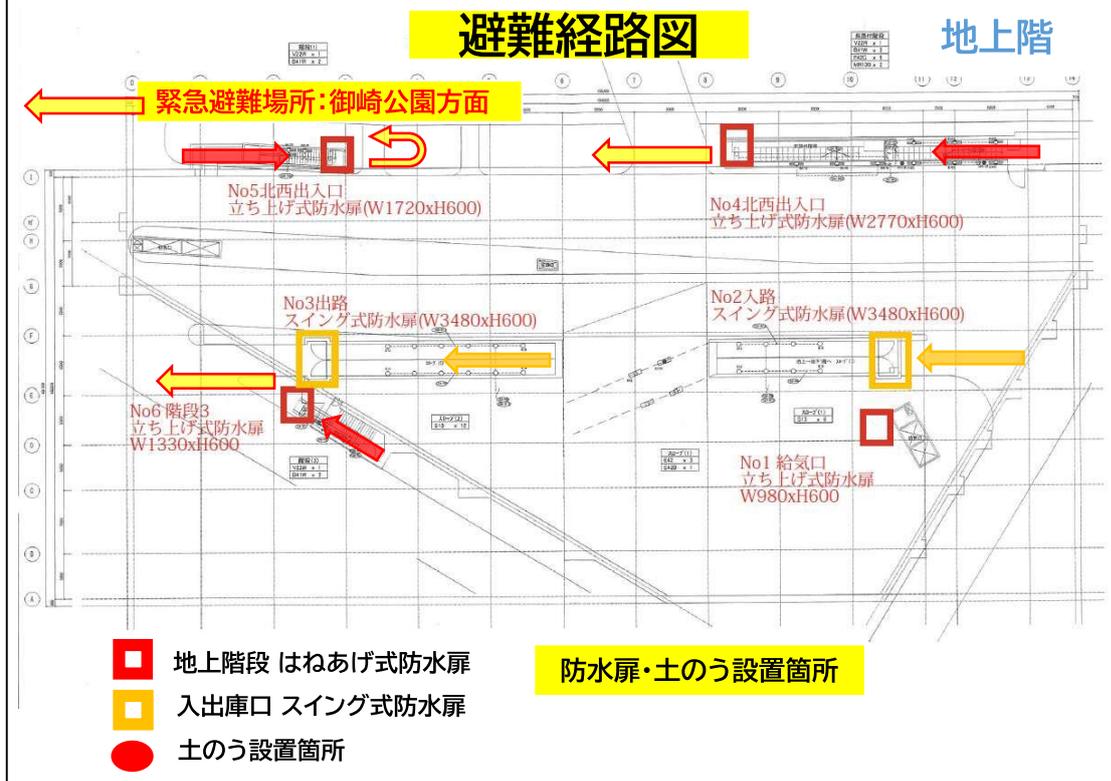


※下記図は、「神戸市高潮ハザードマップ」を一部抜粋・拡大



## 別紙2 避難経路図

(止水板・土のう設置箇所も併せて図示ください。)



# 避難経路図

## 和田岬駅前駐車場

### 地下1階

- 地上階段 はねあげ式防水扉
- 入出庫口 スイング式防水扉
- 土のう設置箇所



- 車室
  - 自動二輪車区画
  - 車道
  - 階段・通路・トイレ
  - 料金所事務所等
- 緊急避難所
  - ▲ 出入口(扉)
  - 身障者用駐車区画
  - 身障者用トイレ
  - 男性トイレ
  - 女性トイレ
  - エレベーター



# 避難経路図

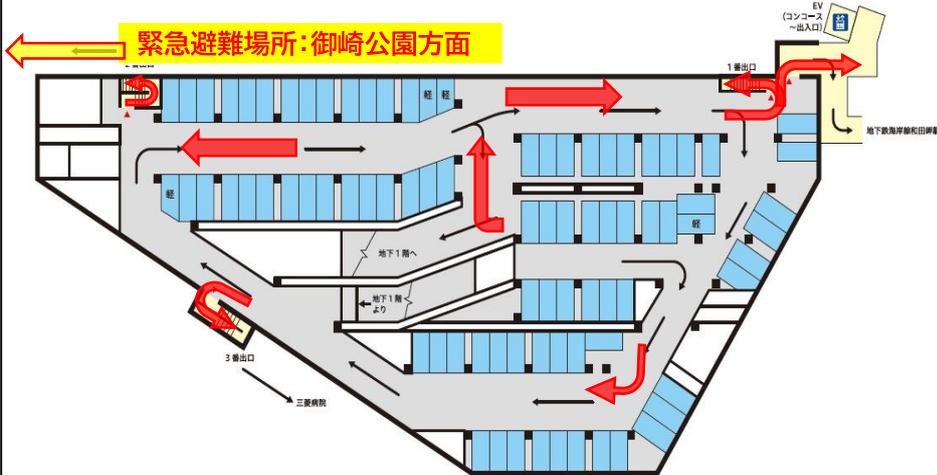
## 和田岬駅前駐車場

### 地下2階

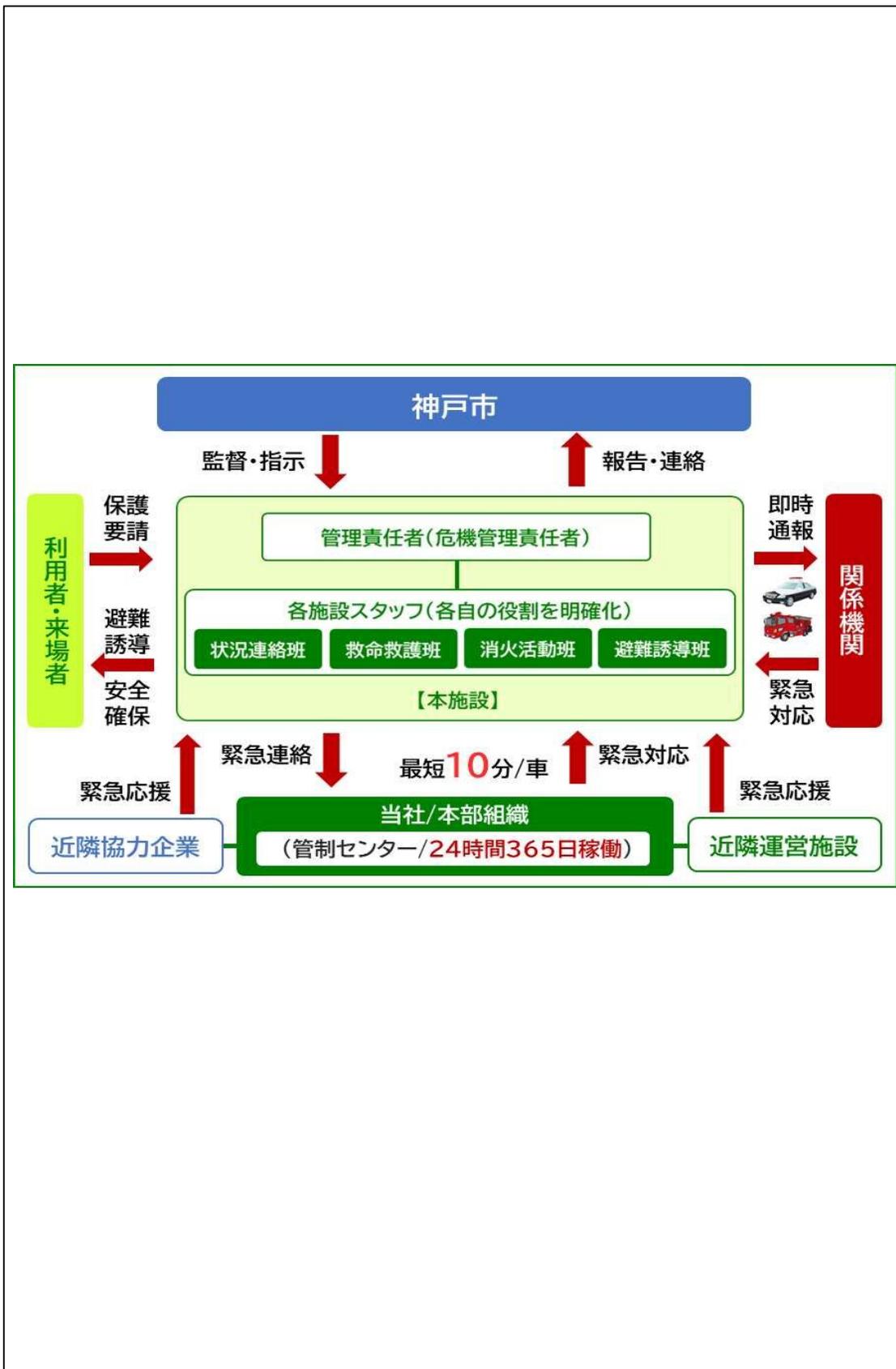
緊急避難場所: 御崎公園方面



- 車室
  - 自動二輪車区画
  - 車道
  - 階段・通路・トイレ
  - 料金所事務所等
- 緊急避難所
  - ▲ 出入口(扉)
  - エレベーター



### 別紙3 情報伝達経路図



## 自衛水防組織活動要領

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、高潮時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括水防管理者を置く。

（1）統括水防管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括水防管理者は、高潮時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括水防管理者の代行を定め、当該代行者に対し、統括水防管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に班を置く。

（1）班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）自衛水防組織の活動拠点を定め、各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### （自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は職員等の勤務体制も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、営業時間外に滞在する職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

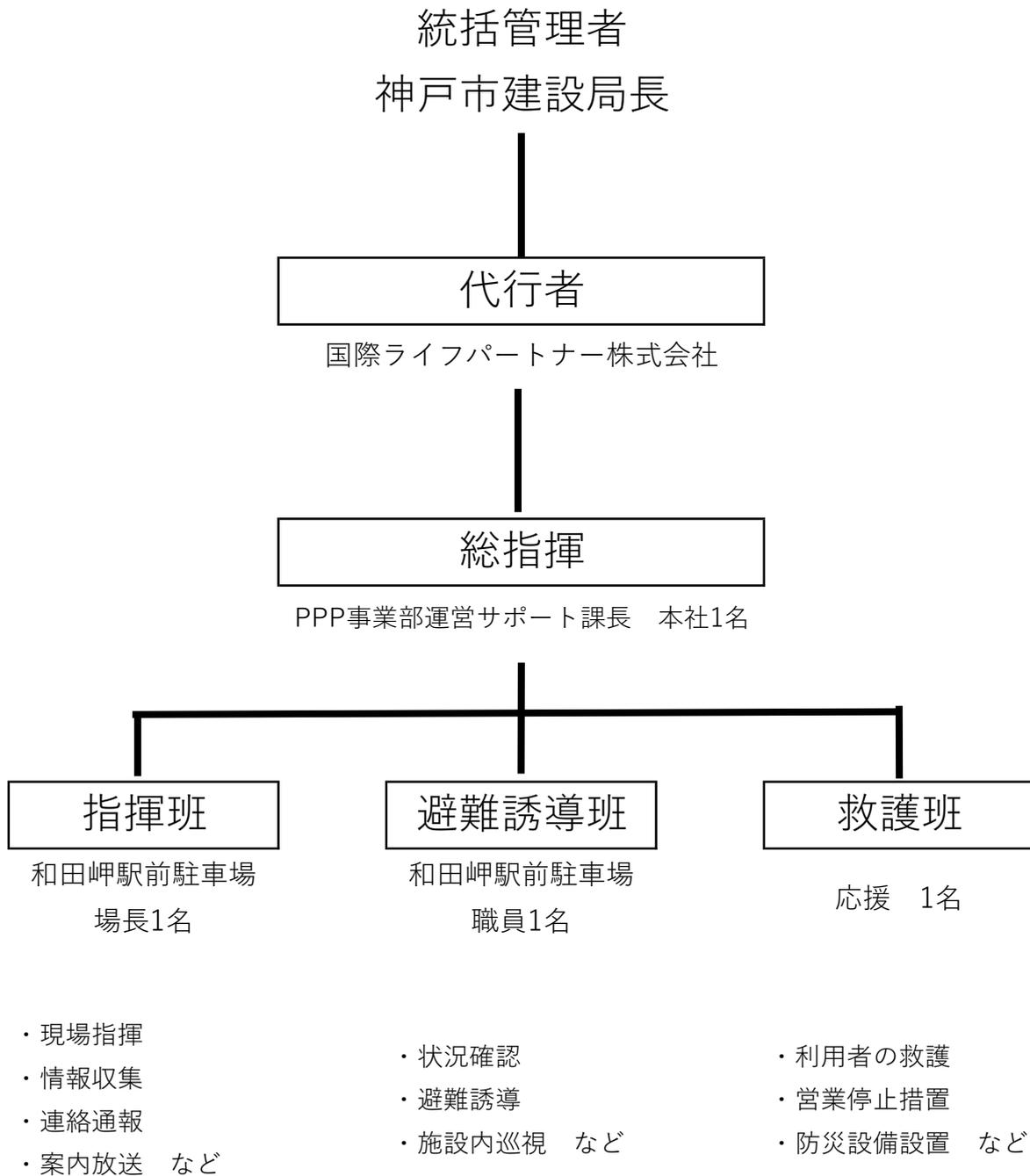
3 管理権限者は、災害時の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の活動）

第3条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防災計画に基づき情報収集・浸水防止及び避難誘導等の活動を実施するものとする。

# 自衛水防組織編成表

平日



# 自衛水防組織編成表

休日

